

那覇市公報

第 1 7 5 5 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市ともかぜ振興会館条例施行規則（平和交流・男女参画課）……………1584

○那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）……1594

◇告 示◇

○市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示（道路管理課）……………1597

○指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の辞退について（障がい福祉課）
……………1599

◇公 告◇

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）……………1600

○西消防署非常用発電機取替修繕に係る制限付一般競争入札について
（消防局総務課）……………1601

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について……………1603

◇監査委員公表◇

○令和元年度前期定期監査の結果について（公表）……………1604

規 則

那覇市規則第25号

令和元年12月6日

公 布 済

那覇市ともかぜ振興会館条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市ともかぜ振興会館条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市ともかぜ振興会館条例（令和元年那覇市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

第2条 利用許可（条例第8条第1項前段の利用許可をいう。以下同じ。）の申請（以下「許可申請」という。）は、那覇市ともかぜ振興会館利用許可申請書により行うものとする。ただし、条例第3条第8号に掲げる施設に係る許可申請については、この限りでない。

2 許可申請の受付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日（その日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日）から行うものとする。

（1） 条例第3条第1号から第4号まで、第6号（同条第1号に掲げる施設を同時に利用する場合に限る。）又は第7号に掲げる施設 利用しようとする日の6月前の日の属する月の初日

（2） 条例第3条第6号（同条第1号に掲げる施設を同時に利用する場合を除く。）に掲げる施設 利用しようとする日の1月前の日

3 前項の規定にかかわらず、条例第4条第3号アに定めるものとして本市が実施する乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び2歳児歯科健康診査に係る許可申請の受付は、利用しようとする日の属する年度の前年度の8月から行うものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第5条第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、許可申請の受付を行うことができる。

（利用するものの選定）

第3条 条例第8条第3項の選定は、市民の健康の保持及び増進を目的とした活動を行う団体のうち、本市の施策上市長が特に必要と認めるものから行うものとする。

（利用許可の決定等）

第4条 第2条第2項に規定する初日に受付をした許可申請に係る利用日が当該初日に受付をした他の許可申請に係る利用日と競合するときの利用許可の決定は、協

議又は抽選によるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用許可の決定は、申請順によるものとする。
- 3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず利用許可の決定をすることができる。
- 4 指定管理者は、許可申請に対し許可をしたときは、那覇市ともかぜ振興会館利用許可書を交付するものとする。

（利用許可の変更）

第5条 条例第8条第1項後段に規定する変更の許可の申請は、那覇市ともかぜ振興会館利用変更申請書に前条第4項に規定する許可書を添えて、行うものとする。

- 2 前項の申請の受付は、利用しようとする日から起算して3日前（休館日を除く。）までの間に行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 指定管理者は、第1項の変更の許可をしたときは、那覇市ともかぜ振興会館利用変更許可書を交付するものとする。

（利用の取りやめ）

第6条 利用者（条例第9条第1項の利用者をいう。以下同じ。）が当該利用許可を受けた施設を利用しないこととなった場合は、那覇市ともかぜ振興会館利用取りやめ届に第4条第4項又は前条第3項に規定する許可書を添えて、当該利用の日の前日（休館日を除く。）までに指定管理者に提出するものとする。

（利用時間の解釈及び延長）

第7条 利用時間は、事業、行事等実際に利用する時間のほか、その準備、リハーサル等及び後片付けに要する時間を含むものとする。

- 2 利用者は、利用を開始した後においては、利用時間を延長することはできない。ただし、指定管理者が特に認めた場合で延長する利用時間に係る利用料金（条例第9条の利用料金をいう。以下同じ。）を支払うときは、この限りでない。

（利用料金の返還）

第8条 条例第9条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、返還する額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 天災その他不可抗力又は那覇市ともかぜ振興会館(以下「会館」という。)の管理上の理由により利用ができなくなった場合 利用ができなくなった期間に係る額
 - (2) 利用しようとする日から起算して7日(条例第3条第1号の多目的ホールについては、30日)前までに第6条の規定による届出の提出があった場合 既納の利用料金の2分の1の額
 - (3) 入場料の変更に伴い、条例別表に規定する施設利用料金に減額が生じた場合 減額相当額
 - (4) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額
- 2 条例第9条第4項ただし書の規定による利用料金の返還の申請は、那覇市ともかぜ振興会館利用料金返還申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、行うものとする。

(利用料金の減免)

第9条 条例第10条の規定により利用料金を減免する額は、次に定めるとおりとする。
この場合において、減免する額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 条例第10条第1号の規定に該当する場合 全額
 - (2) 条例第10条第2号の規定に該当する場合
 - ア 本市が主催をする事業又は行事に利用するとき 全額
 - イ 本市が共催をする事業又は行事に利用するとき 利用料金(冷房料を除く。)の2分の1の額
 - (3) 条例第10条第3号の規定に該当する場合 全額
 - (4) 条例第10条第4号の規定に該当する場合 指定管理者が必要と認める額
- 2 前項に規定する減免の申請は、那覇市ともかぜ振興会館利用料金減免申請書により行うものとする。

(遵守事項)

第10条 利用者及び入館者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (3) 許可を受けないで壁面、柱、扉等に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。

- (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (5) その他指定管理者の指示すること。

(公告)

第11条 市長は、条例第17条第1項の規定により会館の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第17条第2項の申請(以下「指定申請」という。)の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(指定申請)

第12条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第17条第3項の規則で定める申請書は、那覇市ともかぜ振興会館指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

3 条例第17条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又はこれに相当する書類
- (2) 法人にあっては、法人の登記事項に係る証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における収支決算書
- (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の会館の管理に係る事業計画書及び収支計画書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(指定等)

第13条 市長は、条例第17条第1項の規定による、指定をするときは那覇市ともかぜ振興会館指定管理者指定書(第2号様式)を、指定をしないときは那覇市ともかぜ振興会館指定管理者不指定通知書(第3号様式)を交付する。

(協定)

第14条 指定管理者は、本市と会館の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 利用料金に関する事項
 - (3) 管理に要する費用に関する事項
 - (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
 - (5) 管理の業務の報告に関する事項
 - (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
 - (7) 情報公開に関する事項
 - (8) 事故及び損害賠償に関する事項
 - (9) その他市長が必要と認める事項
- (選定委員会の組織)

第15条 選定委員会(条例第21条第1項の選定委員会をいう。以下同じ。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) その他市長が必要と認める者
- (委員の任期)

第16条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第17条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第18条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決

するところによる。

（選定委員会の庶務）

第19条 選定委員会の庶務は、総務部平和交流・男女参画課において処理する。

（委任）

第20条 第15条から前条までに定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

（様式）

第21条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式は、市長が定める。

文書の名称	根拠条項
那覇市ともかぜ振興会館利用許可申請書	第2条第1項
那覇市ともかぜ振興会館利用許可書	第4条第4項
那覇市ともかぜ振興会館利用変更申請書	第5条第1項
那覇市ともかぜ振興会館利用変更許可書	第5条第3項
那覇市ともかぜ振興会館利用取りやめ届	第6条
那覇市ともかぜ振興会館利用料金返還申請書	第8条第2項
那覇市ともかぜ振興会館利用料金減免申請書	第9条第2項

（補則）

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第1号様式(第12条関係)

那覇市ともかぜ振興会館指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 宛

申請者 所在地

団体名

代表者

印

連絡先 担当者

電 話

那覇市ともかぜ振興会館の指定管理者の指定を受けたいので、那覇市ともかぜ振興会館条例第17条第2項の規定により申請します。

第2号様式(第13条関係)

那覇市指令 第 号

年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長

那覇市ともかぜ振興会館指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市ともかぜ振興会館の指定
管理者の指定については、那覇市ともかぜ振興会館条例第17条第1項の規定によ
り、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式(第13条関係)

那 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長

那覇市ともかぜ振興会館指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市ともかぜ振興会館の指定
管理者の指定については、指定しないので通知します。

那覇市規則第26号

令和元年12月6日

公 布 済

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員退職手当支給条例施行規則(昭和47年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特定受給資格者に相当する者) 第10条の2 条例第14条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 〔略〕 (2) <u>地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)</u>又はこれに準ずる退職をした者 (3)～(5) 〔略〕 (受給期間延長の申出) 第11条 〔略〕 2 前項に規定する申出は、条例第14条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から<u>起算して1か月以内</u>にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。 3～6 〔略〕	(特定受給資格者に相当する者) 第10条の2 〔略〕 (1) 〔略〕 (2)～(4) 〔略〕 (受給期間延長の申出) 第11条 〔略〕 2 前項に規定する申出は、条例第14条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、<u>基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日まで</u>の間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。 3～6 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に退職した者が改正前の那覇市職員退職手当支給条例施行規則第10条の2第2号に掲げる者に該当する場合には、改正後の同規則(以下「新規則」という。)第10条の2の規則で定める者とみなす。
- 3 新規則第11条第2項の規定は、新規則第10条第1項に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日がこの規則の公布の日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日がこの規則の公布の前にある者からの申出については、なお従前の例による。

告 示

那覇市告示第 303 号

令和元年 12 月 17 日

掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和 27 年法第 180 号)第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更及び供用開始する。

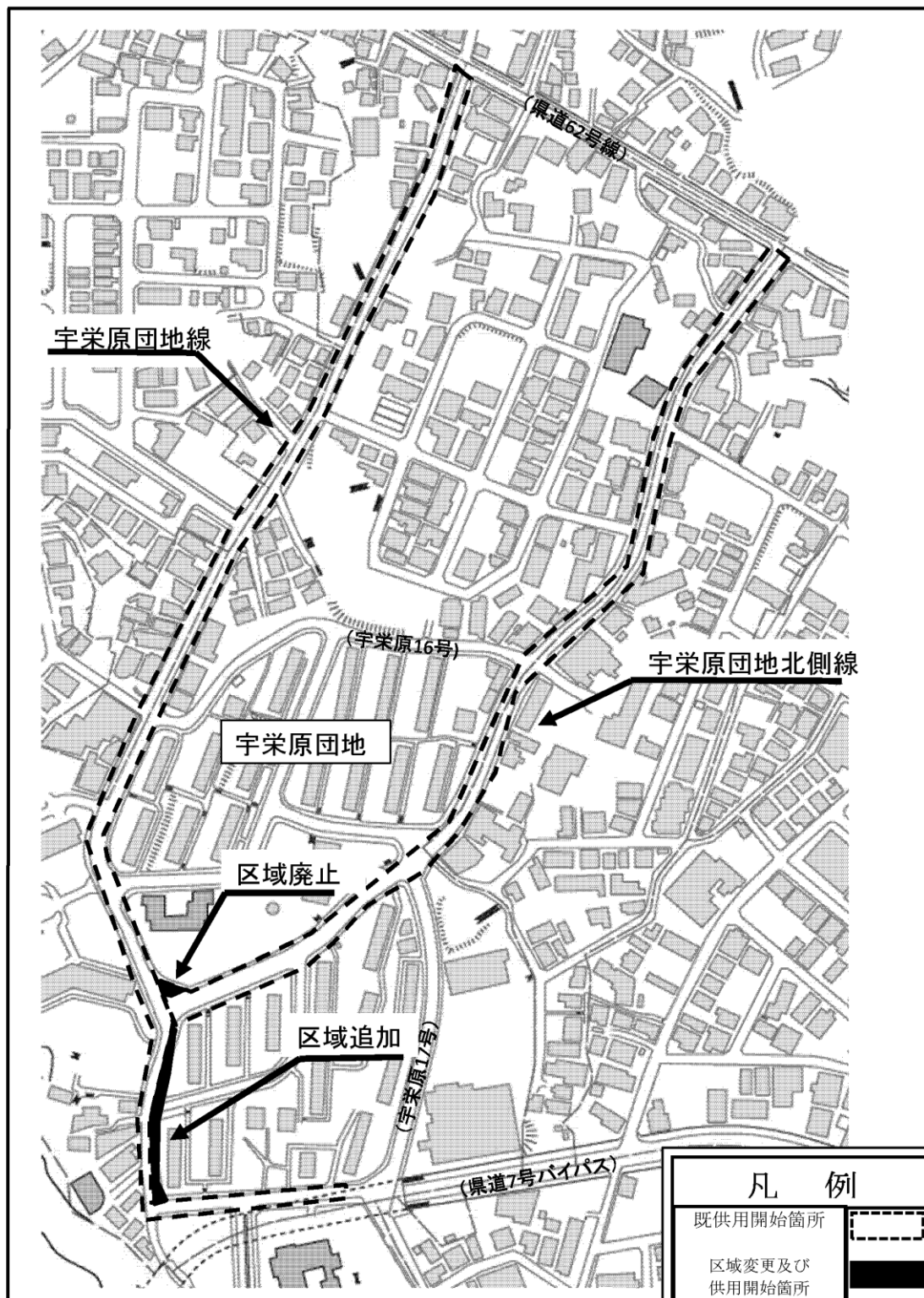
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 区域変更及び供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)		幅 員 (m)	備 考
0278	宇栄原団地線	字宇栄原536番 ～字宇栄原869番	新	817.7	8.3 ～22.0	区域追加
			旧	827.5	3.5 ～16.8	
0337	宇栄原団地 北側線	字宇栄原1019番 1 ～字宇栄原877番	新	575.6	12.8 ～34.5	一部区域廃止
			旧	575.6	12.8 ～24.1	

市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第 327 号

令和 2 年 1 月 6 日

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の辞退について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 59 条第 1 項の規定に基づき指定した医療機関より、同法第 65 条の規定による辞退の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

医療機関 名称及び所在地	自立支援医療の種類	辞退年月日
泉崎薬局 那覇市泉崎 1-17-9	育成医療・更生医療	令和 2 年 1 月 1 日

公 告

那覇市公告第 530 号

令和元年 12 月 16 日

掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発協議同意年月日、番号及び指令番号
令和元年 12 月 5 日 第 24-026-04 号 那覇市指令ま建指第 2583 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里大名町三丁目 20 番 他 4 筆
3-1 工区
- 3 公共施設
なし
- 4 開発協議を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市長 城間 幹子
- 5 検査済証番号
令和元年 12 月 16 日 那ま建指第 283 号
- 6 工事完了年月日
令和元年 12 月 6 日

那覇市公告第 549 号

令和 2 年 1 月 6 日

西消防署非常用発電機取替修繕に係る制限付一般競争入札について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 西消防署非常用発電機取替修繕
- (2) 履行場所 那覇市消防局西消防署（那覇市東町 26 番 12 号）
- (3) 履行内容 別紙仕様書による
- (4) 履行期間 契約日から令和 2 年 3 月 31 日

2 入札参加資格条件

下記(1)から(7)に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 本取替修繕契約に関し法令上資格等が必要とする場合にあつては、それらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の 1 月 1 日において引き続き 2 年以上同種の業務を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- (7) 沖縄本島内に本社又は営業所等があること。

3 仕様書等の配布期間及び配布方法

- (1) 配布期間 令和 2 年 1 月 6 日(月)から令和 2 年 1 月 20 日(月)
※土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時を除く)
- (2) 配布方法 那覇市消防局にて受け取り又は那覇市ホームページに掲載する仕様書等をダウンロードして使用して下さい。
※FAX、郵送での配布は行いません。

4 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 質問受付期間 令和 2 年 1 月 6 日(月)から令和 2 年 1 月 15 日(水)
午後 4 時まで

- (2) 質問方法 質問書(市指定様式)を那覇市消防局総務課あてメールに提出すること。

メール：f-sou001@city.naha.lg.jp

- (3) 回答方法 令和2年1月17日(金)までにメールにて回答する。
質問がない場合は回答は行わない。

5 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年1月14日(火)午後1時30分から
(2) 場所 那覇市消防局4階 第2会議室(那覇市銘苅2丁目3番8号)

6 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年1月21日(火)午後1時30分から
(2) 場所 那覇市消防局4階 第2会議室(那覇市銘苅2丁目3番8号)

7 入札時提出書類

- (1) 入札書(市指定様式)
(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(市指定様式)
※市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードして下さい。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、那覇市契約規則第8条各号のいずれかに該当するときは免除する。
(2) 契約保証金 那覇市契約規則第30条各号のいずれかに該当するときは免除するが、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

9 入札の無効

那覇市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 郵送による入札は認めない。

11 提出書類

落札候補者は、下記の入札資格審査書類を入札時に提出すること。

入札参加資格審査申請書、業務実績調書、誓約書(市所定様式)、市町村税等完納証明書(写し可)、印鑑証明書(原本)、財務諸表(写し可)、登記事項証明書(履歴事項全部証明書、写し可)。各書類3ヵ月以内に取得したものを提出して下さい。

12 その他

那覇市に提出された書類は返却しない。

13 問い合わせ先

那覇市消防局総務課 担当 山城・金城 TEL867-0119 FAX869-1190

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 28 号

令和元年 12 月 9 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者	指定日
470	株式会社エヌ・エス・シー 沖縄サービスショップ	那覇市首里石嶺町 4 丁目 197-4	内田 知浩	令和元年 12 月 5 日

監査委員公表

那 監 公 表 第 5 号

令 和 2 年 1 月 6 日

那覇市監査委員

久 場 健 護

同

宮 里 善 博

同

宮 城 哲

同

古 堅 茂 治

令和元年度前期定期監査の結果について（公表）

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項に基づき実施した令和元年度前期定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年度前期定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

第 2 監査の対象

1 対象範囲

平成 30 年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務。（必要と認めた現年度分及び過年度分を含む。）

2 対象部署

(1) 経済観光部

商工農水課、なはまち振興課、観光課

(2) 教育委員会 生涯学習部

総務課、生涯学習課、市民スポーツ課、施設課、公民館、図書館

(3) 教育委員会 学校教育部

学校教育課、教育相談課、学務課、学校給食課、教育研究所

(4) 選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局

第 3 監査の期間

令和元年 8 月 6 日から令和元年 12 月 5 日まで

第 4 監査の重点事項及び主な着眼点

1 重点事項

次の歳入が適正に管理されているか確認する。

(1) 一般会計

ア 第 13 款(使用料及び手数料)

イ 第 16 款(財産収入)

(ア)第 1 項(財産運用収入)第 1 目(財産貸付収入)

(イ)第 2 項(財産売払収入)第 1 目(不動産売払収入)及び第 2 目(物品売払収入)

ウ 第 20 款(諸収入)第 3 項(貸付金元利収入)及び第 5 項(雑入)のうち、調定額が 100 万円以上のもの

2 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第 22 条別項「第 1 財務事務監査の着眼点」に準じ、主として以下の事項とした。

(1) 予算の執行及び事務処理

ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

イ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 収入事務

- ア 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- イ 収入の消込み誤り、漏れ及び遅延しているものはないか。
- ウ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(3) 支出事務

- ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- イ 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
- ウ 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。
- エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

(4) 契約事務

- ア 一般競争入札、指名競争入札による場合、その理由は適正か。
- イ 随意契約による場合、その理由は適正か。
- ウ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確實かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- エ 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。

(5) 財産管理事務

- ア 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。
- イ 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- ウ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
- エ 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、確實、効率的に運用されているか。

第 5 監査の主な実施手続

- 1 監査対象部署に関係書類の提出及び提示を求める。
- 2 事務局職員による予備監査を行う。
- 3 監査委員による監査を行う。
- 4 指摘事項等についての弁明、見解等の機会を付与する。

第 6 監査の実施場所及び主な日程**1 実施場所**

対象部署及び監査会議室（本庁舎12階）

2 主な日程

- (1) 実施通知日：8月6日(火)
- (2) 事務局職員による予備監査：9月26日(木)～10月1日(火)
- (3) 監査委員による監査：11月5日(火)、11月8日(金)
- (4) 弁明、見解等の聴取：12月5日(木)

第 7 監査の結果

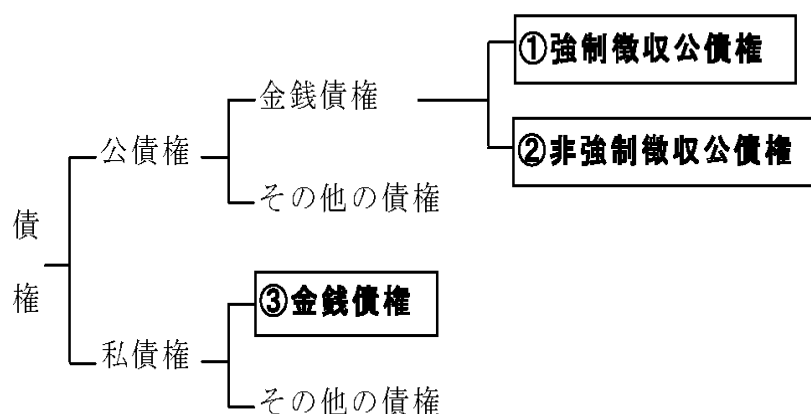
監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、2 指摘事項等に述べるとおり、一部に改善を要する点があった。

1 重点事項

対象とした歳入は、地方自治法第237条第1項が規定する債権であり、那覇市が管理する財産の一つである。

当該債権は、公法上の原因に基づいて発生する公債権又は私法上の原因に基づいて発生する私債権を問わず、同法第240条第1項が規定する金銭の給付を目的とする那覇市の権利（以下「金銭債権」という。）である。

公債権である金銭債権は、①強制徴収公債権と②非強制徴収公債権に分類され、③私債権である金銭債権を含めた3種類の金銭債権が那覇市の財産である債権となる。



今回、監査対象15部署のうち対象となった歳入は、10部署42件（公債権23件、私債権19件）であった。

これらの歳入について、以下の視点で監査を行った。

- (1) 歳入の内容、発生根拠、債務者等の必要事項は明確に把握されているか。
- (2) 履行期限までに履行されていない歳入について、督促がなされているか。
- (3) 収入未済の状況の記録は適正に行われているか。

監査の結果、公債権又は私債権の区分及びその管理はおおむね適正になされていると認められた。

これらの金銭債権は、管理の方法及び時効制度等について法令上それぞれ異なる取扱いとなっているので、この点に留意し、今後とも適切な債権管理に努められたい。

2 指摘事項等

各課の指摘事項等については、次のとおりである。

(1) 指摘事項等の件数

（単位：件）

区 分（※注） 部局・課名	指摘事項等の件数				
	指摘事項	是正事項	注意事項	要望事項	合計
経済観光部	-	1	3	-	4
商工農水課	-	1	2	-	3
なはまち振興課	-	-	1	-	1
観光課	-	-	-	-	-
教育委員会生涯学習部	-	-	2	1	3
総務課	-	-	-	-	-
生涯学習課	-	-	-	1	1
市民スポーツ課	-	-	2	-	2
施設課	-	-	-	-	-
公民館	-	-	-	-	-
図書館	-	-	-	-	-
教育委員会学校教育部	-	1	1	-	2
学校教育課	-	-	-	-	-
教育相談課	-	-	-	-	-
学務課	-	1	-	-	1
学校給食課	-	-	1	-	1
教育研究所	-	-	-	-	-
選挙管理委員会	-	-	2	-	2
選挙管理委員会事務局	-	-	2	-	2
合 計	-	2	8	1	11

（※注）指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 指摘事項：重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。
- (2) 是正事項：改善を要する悪い状況を改め正すこと。
- (3) 注意事項：好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。
- (4) 要望事項：予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(2) 各部署の指摘事項等

【経済観光部】

○ 商工農水課

ア 収入未済額の繰越について（注意事項）

IT インキュベート施設使用料（滞納繰越分）、沖縄県雇用再生特別事業費返還金及びインキュベート施設光熱水費実費徴収金（滞納繰越分）の歳入科目の繰越調定額は前年度の収入未済額と同額とすべきところ、事務処理の誤りにより同額になっていない。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨定め、又同規則第41条では収入未済額は翌年度の調定額に繰り越さなければならない旨定めている。

収入未済額の繰越に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

イ 委託契約事務について（注意事項）

平成30年度市民農園し尿汲取清掃業務委託において、平成30年5月28日に委託期間を平成30年5月30日から平成31年3月31日までとする契約締結についての起案を行い、5月30日に決裁し、同日に当該契約を締結している。

しかしながら、契約締結前の5月29日から受託者に清掃業務を開始させている。

地方自治法第234条第5項は、地方公共団体が契約書を作成する場合においては、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しない旨定めており、契約事務を計画的に行うとともに、契約締結後に委託業務を開始させるべきであった。

委託契約に際しては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

ウ セミナー開催に係る業務委託について（是正事項）

IT キャリア形成動機付け支援事業は、那覇市 IT インキュベート施設運営事業のうち、「情報通信技術分野での人材育成及びその支援」に基づき、情報通信産業の次世代を担う若年層に対し、将来のキャリア形成に向けた動機付けを行うことを目的に委託金額49万9,932円で事業を委託実施、5回のセミナーで1回当たり20人以上とし通算で120人以上の参加を目標とした。

しかしながら、5回開催されたセミナーの参加人数の合計は3人とどまり、当初の目標を大きく下回った。

地方自治法第2条第14項は、地方公共団体は、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない旨定めている。

セミナー開催等の業務委託をする場合においては、成果があがるよう効果的な開催時期、場所、方法等を十分に検討されたい。

○ なはまち振興課

歳入の調定漏れについて（注意事項）

市場使用料及び電気水道料相当損害金（滞納繰越分）については、前年度の収入未済額 86 万 5,563 円の調定が漏れていた。

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、歳入を徴収しようとするときは直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨定め、又同規則第 41 条では収入未済額は翌年度の調定額に繰り越さなければならない旨定めている。

歳入の調定事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【生涯学習部】

○ 生涯学習課

給付型奨学金事業について（要望事項）

給付型奨学金事業は、成績優秀で修学する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由で大学等への進学が困難な者に対して奨学金を給付することを目的に、平成 30 年度から実施している事業である。

平成 30 年度の奨学金（補助金）の当初予算額 1,002 万円は、県内の各大学等の入学金、施設整備費及び授業料に相当する経費を参考に一人あたりの予算上限額を 100 万 2,000 円として 10 名分で積算したものであるが、その後、12 月初旬時点において不用が見込まれた 194 万 4,000 円を減額補正している。

結果として、応募者 32 名中 7 名に対して 364 万円の給付を行ったものの、予算現額 807 万 6,000 円に対する執行率は 45.1%にとどまっている。

多額の不用が生じた要因は、那覇市奨学金給付要綱上、奨学生候補者を選考決定した後、当該候補者の中から奨学生として認定を受けた者のみに給付することになっていること、実際に大学等に支払った入学金、施設整備費及び授業料と予算上限額との差額があったこと並びに大学等から減免を受けたことにより、給付額の減額があったことなどによるものである。

給付型奨学金事業の目的からすると、奨学生候補者の決定等に当たっては、制度の基準ないし手続き等を工夫することにより、一人でも多くの学生に奨学金を給付できるようにすることを要望する。

○ 市民スポーツ課

ア 契約事務について（注意事項）

奥武山野球場ラバーフェンス修繕の契約について、1 塁側は履行期間を平成30年10月25日から同年11月16日までとして、又 3 塁側は履行期間を平成30年12月 4 日から同年12月25日までとして、それぞれ契約金額129万 9,240円で、那覇市契約規則第20条第1号に基づき随意契約により契約を

締結している。

これは、契約事務が遅れたことにより年明けに始まるプロ野球選手の自主トレーニングやキャンプに当該修繕を間に合わせる必要があったため、資材調達が間に合う1塁側の修繕契約を先に締結し、その後3塁側の修繕契約を締結したとのことであるが、契約事務を計画的に行えば、これらの契約を1件の契約として競争入札の方法により締結することができたと思われる。

契約事務については、計画的に行うとともに関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

イ 指定管理者を置く施設における備品の管理について（注意事項）

那覇市民体育館における重要備品「移動式電光表示装置」が既に廃棄処分されているにもかかわらず、那覇市体育施設の管理運営に関する基本協定書第11条に基づく指定管理者と所管課との連絡が適切に行われておらず、備品台帳に記載されたままとなっていた。

指定管理者を置く施設においては、少なくとも指定管理の開始時及び終了時には備品と台帳が一致している必要がある。

那覇市物品会計規則第25条第2項は、物品管理者は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

指定管理者を置く施設における備品の管理について、当該規則を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

【学校教育部】

○ 学務課

交付金請求に係る事業成果報告の一部積算漏れについて（是正事項）

小学校入学準備金支給事業は、「沖縄県子どもの貧困対策推進交付金」を財源としており、事業の終了後には、当該事業に係る歳入のとりまとめ課（子育て応援課）へ事業成果報告を行っているが、補助対象となる事業費の一部の積算を漏らし、漏れに係る交付金1,519万4,000円を沖縄県から受けることができなかった。

事業成果報告に当たっては、積算漏れがないよう適正な財務管理に努められたい。

○ 学校給食課

業務委託契約における予算措置及び遡及押印について（注意事項）

次期システム導入までの旧栄養価計算システムに係る保守業務委託契約については、予算の計上漏れによる使途変更（平成30年4月19日付け決裁）の後、同年4月1日付け公印を遡及押印している。

地方自治法第232条の3は、地方公共団体は、予算の定めるところに従い契約をしなければならない旨定め、同法第234条第5項は、地方公共団体が契約書を作成する場合においては、契約書に記名押印しなけれ

ば、当該契約は確定しない旨定めている。

予算措置がなく、かつ、契約日を遡及しての押印は、不適正であると言わざるを得ない。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

【選挙管理委員会】

○ 選挙管理委員会事務局

ア 業務委託契約における遡及押印について（注意事項）

沖縄県知事選挙及び那覇市長選挙における公営ポスター掲示場の制作、設置、保守及び撤去に関する業務委託契約（A地区）については、契約日を約2ヶ月遡及し、公印を押印している。他4件の業務委託契約についても同様に、遡及押印している。

地方自治法第234条第5項は、地方公共団体が契約書を作成する場合においては、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しない旨定めており、これらの委託業務は契約が確定されないまま行われていたことになり、遡及しての押印は、不適正であると言わざるを得ない。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

イ 備品台帳の整理について（注意事項）

選挙管理委員会事務局において保管する備品について、備品台帳との不一致が見られた。

これは、既に廃棄処分した備品について、備品台帳の整理がなされていないことが原因となっている。

那覇市物品会計規則第25条第2項は、物品管理者は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品台帳については、当該規則を遵守し、適正な整理に努められたい。

3 その他意見

(1) 借地上の建物の権利保全について

不動産登記法附則第9条により、国、県、市町村等が所有する土地、建物等については登記義務が当分の間免除されており、本市所有の不動産についても登記されていないものが少なからずある。

前年度の定期監査と同様に、今回の監査においても、市が建物の所有を目的として私人から土地を賃借しているが、建物の登記がなされていない事例が見られた。

借地上の建物に登記がなされていなければ、万が一当該土地の所有権が第三者に移転した場合、市はその第三者に対し当然には借地権を対抗することができず、土地所有権者である第三者から建物の収去及び土地の明け渡しを求められるおそれがある。

借地借家法第10条によれば、このような事例で市が土地所有権を取得した第三者に対し借地権を対抗するためには、借地上の建物に登記を備えておく必要があることから、市の財産である建物及び借地権を保全するため、借地上の建物については、登記を備えることを検討すべきである。

(2) 指名競争入札及び随意契約について

指名競争入札及び随意契約に係る起案において、根拠条文のみを記載し、なぜその条項が適用されるのか具体的な理由の記載がないものが見られた。

地方自治法第234条第2項は、指名競争入札及び随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによりすることができる旨定めており、地方自治法施行令第167条では指名競争入札によりすることができる場合を、同施行令第167条の2では随意契約によりすることができる場合を限定している。

このことから、指名競争入札及び随意契約により契約を締結する場合は、起案書類に根拠条文のみならず具体的な理由も記載すべきである。

指名競争入札及び随意契約の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

(3) 契約書の遡及押印について

機器や施設の保守管理業務委託契約等において、業務開始日までに契約書に公印の押印ができず、契約日を遡及して押印する事例が見られた。

また、既に業務が履行されているにもかかわらず、業務繁忙を理由に契約の締結が遅れたとみられる事例もあった。

契約日を遡及しての公印押印は、真にやむを得ない事情がある場合に限り行われるべきで、予算計上漏れや、契約書作成忘れといった人為的ミスによる場合は、真にやむを得ないものとは言いがたい。

現在の遡及押印に関する取扱いは、平成28年6月3日付け総務部長通知によるものであるが、真にやむを得ないものの判断基準があいまいになっていないか検討されたい。

(4) 備品の管理について

備品の管理については、各部署の指摘事項等において個別に指摘等行っているが、その他の部署においても改善が必要な状況が見られた。

備品の管理については、関係規則等を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

第 8 各課の予算執行状況等

各課の予算執行状況等については、以下のとおりである。

【経済観光部】

○商工農水課

1 所掌事務

- (1) 産業振興基本構想等の策定に関すること。
- (2) 企業誘致に関すること。
- (3) 商工業の振興に関すること。
- (4) 中小企業の振興に関すること。
- (5) 特産品及び伝統工芸に関すること。
- (6) 那覇市伝統工芸館に関すること。
- (7) 創業支援に関すること。
- (8) インキュベート施設に関すること。
- (9) 那覇市ぶんかテンプス館に関すること。
- (10) 小口融資等に関すること。
- (11) 経済動向等の調査、統計及び分析に関すること。
- (12) 流通政策に関すること。
- (13) 経済団体との連絡調整に関すること。
- (14) 労働及び雇用に関すること。
- (15) 優秀技術者の表彰に関すること。
- (16) 農林水産業の振興に関すること。
- (17) 畜産に関すること。
- (18) 農業生産基盤及び水産業生産基盤の整備に関すること。
- (19) 漁港施設、水産施設等の管理に関すること。
- (20) 水産業振興計画等の策定に関すること。
- (21) 農業委員会に関すること。
- (22) ガス事業法に基づく立入検査等に関すること。
- (23) その他産業政策に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

プレミアム付商品券事務費補助金	3,493 万 9,000 円
那覇空港整備促進事業費補助金	121 万 9,000 円
沖縄県雇用再生特別事業費返還金	66 万円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

伝統工芸ふれあい広場事業負担金	107 万円
琉球水難救済会負担金	75 万円
沖縄県漁港漁場協会負担金	49 万 7,000 円

イ 補助金の主なもの

那覇市水産業機能強化事業補助金	9,706 万 5,000 円
-----------------	-----------------

那覇市農業次世代人材投資事業補助金	2,812 万 5,000 円
地域未来投資事業補助金	1,667 万 288 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市ぶんかテンプス館の管理運営に関する協定	4,530 万 4,601 円
那覇市伝統工芸館運営業務	1,319 万 1,000 円
なは産業支援センター育成支援事業業務委託	1,167 万 8,000 円

(2) 工事及び設計委託の契約の主なもの

(仮称)ナハメカルパーキング建設工事 (建築)	1 億 1,676 万 8,000 円
那覇市ぶんかテンプス館施設機能強化工事 (空調設備)	4,914 万円
那覇市字具志地先船だまり整備実施設計業務委託	1,754 万 2,000 円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

パソコン等機器一式賃貸借契約	281 万 2,320 円
複写機賃貸借及び保守	94 万 9,106 円
タクシー使用料	49 万 7,810 円

(4) 修繕料の契約の主なもの

那覇市 I T 創造館バイク駐輪場整備等工事業務契約	125 万円
那覇市消防局バイク駐輪場設置工事業務委託契約	77 万 4,360 円
那覇市 I T 創造館 3 階多目的トイレ壁修繕	33 万 6,960 円

(5) 補償、補填及び賠償金の契約

ア 補償金

小口資金融資事業	25 万 8,488 円
----------	--------------

イ 補填金

三重城小船溜まり係留施設補償事業	51 万 8,400 円
------------------	--------------

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

安謝小船溜場施設用地	5,222.34 m ²
	(うち、貸付 2,030.42 m ²)
那覇市 I T 創造館	2,080.48 m ²
市民農園	1,203.79 m ²
	(うち、貸付 540.00 m ²)

(2) 建物の主なもの

那覇市 I T 創造館	3,422.27 m ²
那覇市ぶんかテンプス館	3,066.21 m ²
那覇市伝統工芸館	1,356.06 m ²

(3) 有価証券

株式会社沖縄産業振興センター株券	5,000 万円
------------------	----------

株式会社サザンプラント株券	280 万円
(4) 出資による権利の主なもの	
沖縄県信用保証協会出えん金	5 億 7,238 万 5,000 円
沖縄県漁業信用基金協会出資金	4,280 万円
沖縄県農業信用基金協会出資金	3,855 万円
(5) 債権	
地域総合整備資金貸付金（タイムスビル株式会社）	4 億 3,620 万 4,000 円
那覇市小口資金融資貸付金	3,418 万 6,000 円
(6) 物品	
備品 3,095 品（うち、重要備品 38 品）	
重要備品の主なもの	
放送機械（調光操作卓）	735 万円
壁画レリーフ「那覇の祭」	500 万円
固定式舞台	490 万円

○なはまち振興課

1 所掌事務

- (1) 中心商店街その他の商店街の振興に関すること。
- (2) 中心市街地の活性化に関する基本計画に関すること。
- (3) 公設市場に関すること。
- (4) 那覇市第一牧志公設市場の建替えに関すること。

2 予算の執行状況

- (1) 未収金の主なもの
 - 公設市場光熱水費実費徴収金（滞納繰越分） 115 万 3,950 円
 - 公設市場使用料（現年度分） 74 万 5,604 円
 - 公設市場使用料（滞納繰越分） 64 万 5,558 円
- (2) 負担金、補助及び交付金の支出
 - ア 補助金の主なもの
 - のうれんプラザの活性化に資する PR 事業 426 万円
 - 那覇新都心エリアの魅力創出及び発信事業 379 万 8,000 円
 - 街角無線ガイドシステム導入事業 256 万円

3 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約の主なもの
 - 公設市場設備管理業務委託 1,851 万 9,840 円
 - 平成 30 年度第一牧志公設市場再整備推進事業・業務
コーディネート業務及び商業支援業務委託 1,548 万 7,200 円
 - 公設市場清掃業務委託 918 万円
- (2) 工事及び設計委託の契約
 - 第一牧志公設市場再整備事業業務委託（実施設計）
4,872 万 9,400 円

にぎわい広場既存建物解体工事	563 万 6,520 円
にぎわい広場樹木移設工事	110 万 1,600 円
(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの	
牧志公設市場土地賃借料	2,392 万 1,712 円
複写機賃貸借	43 万 1,799 円
タクシー使用料	7 万 1,240 円
(4) 修繕料の契約の主なもの	
中心商店街公衆用トイレ整備事業	390 万 9,600 円
牧志公設市場雑貨部外小間壁面改修工事	46 万円
牧志公設市場雑貨部シャッター取替修繕	39 万 6,921 円
(5) 補償、補填及び賠償金の契約	
ア 補償金	
第一牧志公設市場移転補償契約	1 億 660 万 7,974 円

4 財産の管理状況

(1) 土地	
公設市場 (第一牧志仮設)	2,108.00 m ²
公設市場 (第一牧志)	1,774.29 m ²
(2) 建物の主なもの	
公設市場 (第一牧志)	3,861.52 m ²
	(うち、貸付 1,289.08 m ²)
公設市場 (牧志・衣料部)	1,162.04 m ²
	(うち、貸付 118.38 m ²)
公設市場 (牧志・雑貨部)	713.39 m ²
	(うち、貸付 92.06 m ²)
(3) 無体財産	
著作権 (観光プロモーション映像 (那覇てんぶすビジョン) 他)	81 件
(4) 基金	
那覇市頑張るマチグッサー支援基金	6,979 万 6,083 円
(5) 物品	
備品 364 品 (うち、重要備品 2 品)	
重要備品	
大型ビジョン (LED 本体 112 台)	2,681 万 2,800 円
大型ビジョン (LED スライドフレーム)	882 万円

○観光課

1 所掌事務

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) 観光資源の活用及び開発に関すること。
- (3) 観光協会その他観光関係団体の指導又は助言に関すること。
- (4) 那覇市路上喫煙防止条例に基づく路上喫煙の防止に関すること。
- (5) めんそーれ那覇市観光振興条例に基づく迷惑行為の防止に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

沖縄国際会議観光都市推進連絡協議会負担金 240 万円

(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー賛助会費 65 万円

観光案内所「てんぶす那覇」駐車場負担金 22 万 344 円

イ 補助金の主なもの

那覇市観光協会運営補助金 3,300 万円

観光案内所運営補助金 3,000 万円

観光まちづくり整備補助金 1,601 万 6,376 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

外国人観光客受入整備事業 2,670 万 8,844 円

那覇市公衆無線 LAN サービス提供モデル事業 1,338 万 4,440 円

読売巨人軍春季キャンプ警備業務委託 1,294 万 3,730 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

港湾施設使用料 237 万 1,680 円

プロ野球春季キャンプに伴う沖縄県管理施設利用料 47 万 5,875 円

デジタル複合機賃貸借及び保守業務 23 万 67 円

(3) 修繕料の契約の主なもの

特殊車 (メディアランナー) 修繕 27 万 4,477 円

移動式防球フェンス修繕 17 万 2,800 円

奥武山公園多目的広場散水栓カバー修繕 9 万 9,360 円

4 財産の管理状況

(1) 土地

観光案内所 (観光協会へ使用貸借) 貸付 323.41 m²

(2) 建物

観光案内所 (観光協会へ使用貸借) 貸付 719.19 m²

(3) 無体財産

著作権 (那覇市観光ロゴマーク 他) 11 件

(4) 物品

備品 480 品 (うち、重要備品 8 品)

重要備品の主なもの

特殊車 (メディアランナー) 6,206 万 5,500 円

大型テント (プロ野球春季キャンプ用) 1,573 万 9,500 円

放送機械 (IP 伝送装置 一式) 435 万円

【生涯学習部】**○総務課****1 所掌事務**

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 秘書及び渉外に関すること。
- (3) 請願及び陳情に関すること。
- (4) 教育委員会連合会等の教育団体に関すること。
- (5) 規則及び訓令の公布及び公表に関すること。
- (6) 教育に係る調査及び広報並びに教育行政に関する相談に関すること。
- (7) 学校規模の適正化及び適正配置に関すること。
- (8) 教育振興基本計画その他重要施策の策定及び推進に関すること。
- (9) 教育委員会に係る予算の編成及び決算の総括に関すること。
- (10) 教育委員会の組織、定数及び事務管理に関すること。
- (11) 市費負担職員の任免、分限、懲戒、表彰及び服務その他身分取扱いに関すること。
- (12) 市費負担職員の勤務条件に関すること。
- (13) 市費負担職員の研修に関すること。
- (14) 市費負担職員の福利厚生及び公務災害に関すること。
- (15) 市費負担職員の賃金及び報酬に関すること。
- (16) 教育委員会の文書及び公印に関すること。
- (17) 庁内共用備品の調達及び管理に関すること。
- (18) 災害対策等に関すること。
- (19) 余裕教室の活用に関すること。
- (20) 補助執行事務に係る市長事務局との連絡調整に関すること。
- (21) 生涯学習部に係る総合調整に関すること。
- (22) 両部に係る総合調整に関すること。
- (23) 部内の他課に属しないこと。
- (24) 他部に属しないこと。

2 予算の執行状況**(1) 未収金**

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出**ア 負担金の主なもの**

沖縄県市町村教育委員会連合会負担金	103 万 8,292 円
中核市教育長会負担金	4 万 5,000 円
一般財団法人沖縄県社会保険協会加入負担金	3 万 2,500 円

3 契約事務の状況**(1) 業務委託契約の主なもの**

低濃度 P C B 廃棄物処理業務委託	1,382 万 4,000 円
---------------------	-----------------

「前島小学校閉校記念碑」の制作及び設置業務委託

40 万 3,920 円

人事評価システム運用保守業務

14 万 940 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

タクシー使用料

19 万 9,720 円

印刷機賃貸借料

17 万 8,848 円

w e b 版備品管理システム及び

人事評価システム用サーバー賃貸借

9 万 3,312 円

(3) 修繕料の契約

与儀公園内D-51 補修作業

25 万円

レーザープリンタ定期部品交換

2 万 7,000 円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 136 品（重要備品なし）

○生涯学習課

1 所掌事務

- (1) 生涯学習の推進に係る企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に係る広報、啓発活動及び関連事業に関すること。
- (3) 生涯学習関連のデータバンクの整備及び提供に関すること。
- (4) 社会教育に関する企画、調査及び総合調整に関すること。
- (5) 社会教育施設の設置及び廃止に関すること。
- (6) 社会教育関係職員の研修に関すること。
- (7) 学校開放の総合的推進に関すること。
- (8) 社会教育指導員に関すること。
- (9) 社会教育関係団体の育成及び指導助言に関すること。
- (10) 家庭教育に関すること。
- (11) 育英事業に関すること。
- (12) 奨学金の給付に関すること。
- (13) 社会教育実習に関すること。
- (14) ユネスコ活動に関すること。
- (15) 青少年問題の総合的施策に関する企画及び調査に関すること。
- (16) 青少年の健全育成に関すること。
- (17) 青少年施設の設置、管理及び廃止に関すること。
- (18) 青少年関係団体等との連絡調整に関すること。
- (19) 青少年団体の育成に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

西崎特別支援学校卒業生父母の会負担金	9 万 2,100 円
大平特別支援学校卒業生父母の会負担金	6 万 170 円
沖縄県社会教育委員連絡協議会負担金	4 万 2,000 円
イ 補助金の主なもの	
給付型奨学金	364 万円
(公財)那覇市育英会運営補助金	340 万 8,000 円
那覇市青少年健全育成市民会議補助金	273 万 3,000 円

3 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約の主なもの

若狭公民館指定管理事業	2,141 万 6,000 円
繁多川公民館指定管理事業	2,141 万 6,000 円
繁多川図書館業務委託	1,935 万 5,000 円
- (2) 工事及び設計委託の契約の主なもの

那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設(仮称)	
建設工事(建築・外構)	1 億 1,081 万 916 円
那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設(仮称)	
建設工事業務委託(監理)	207 万 360 円
神原小学校屋内運動場・プール・地域連携・児童クラブ	
改築工事業務委託(基本設計)	97 万 2,000 円
- (3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

石嶺スポーツ文化プラザ用地賃借料	644 万 9,675 円
中央公民館、中央図書館敷地賃借料	94 万 9,176 円
タクシー使用料	37 万 7,260 円
- (4) 修繕料の契約の主なもの

銘苅小学校地域学校連携施設空調機修繕	46 万 4,400 円
古蔵小学校地域学校連携施設天井漏水修繕	8 万 6,400 円
石田中学校地域連携照明器具修繕	5 万 6,160 円

4 財産の管理状況

- (1) 土地の主なもの

小禄南公民館	5,778.09 m ²
首里公民館	3,710.67 m ²
公共施設用地	2,728.00 m ²
- (2) 建物の主なもの

首里公民館	2,662.93 m ²
牧志駅前ほしぞら公民館	1,850.89 m ²
小禄南公民館	1,757.97 m ²
- (3) 出資による権利

(公財)那覇市育英会	1 億 2,217 万 7,000 円
------------	---------------------
- (4) 物品

備品 1,001 品 (重要備品なし)	
---------------------	--

○市民スポーツ課

1 所掌事務

- (1) 社会体育に関する企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 社会体育施設の設置、管理及び廃止に関すること。
- (3) スポーツ推進委員に関すること。
- (4) 社会体育関係団体の育成及び指導助言に関すること。
- (5) レクリエーションに関すること。
- (6) 学校体育施設の開放に関すること。
- (7) 所管する公の施設等の管理運営に関すること。
- (8) 平成 31 年度全国高等学校総合体育大会に関すること。

2 予算の執行状況

- (1) 未収金
なし
- (2) 負担金、補助及び交付金の支出
 - ア 負担金の主なもの
第 56 回沖縄県スポーツ推進委員研究大会出席負担金
7 万 5,000 円
那覇浦添地区スポーツ推進委員協議会負担金
6 万 9,000 円
沖縄県スポーツ推進委員協議会負担金
6 万 8,645 円
 - イ 補助金の主なもの
児童のスポーツ県外派遣補助金（95 件）
922 万 3,962 円
平成 31 年度全国高等学校総合体育大会
那覇市実行委員会補助金
173 万 8,446 円
那覇市体育協会事業費補助金
100 万円

3 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約の主なもの
那覇市奥武山体育施設の管理運営に関する委託
8,122 万 9,803 円
那覇市体育施設の管理運営に関する委託
8,113 万 5,372 円
那覇市健康ウォーキング推進事業業務委託
720 万円
- (2) 工事及び設計委託の契約
奥武山野球場大屋根鉄骨部補修工事（その 2）
1 億 4,763 万 600 円
奥武山野球場大屋根鉄骨部補修工事業務委託（監理）
675 万円
- (3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの
学校体育館清掃用モップ賃貸借料
206 万 2,967 円
タクシー使用料
31 万 2,930 円
コピーチャージ料
13 万 7,981 円
- (4) 修繕料の契約の主なもの
奥武山野球場内野スタンド椅子修繕
410 万 3,558 円

奥武山野球場膜屋根破損箇所修繕	278 万 6,346 円
奥武山野球場ラバーフェンス修繕 (1 塁側)	129 万 9,240 円

4 財産の管理状況

(1) 土地

ゲートボール場	1,991.34 m ²
---------	-------------------------

(2) 建物の主なもの

野球場 (内野スタンド) (借地)	9,956.12 m ²
屋内運動場 (借地)	3,235.87 m ²
市民プール (借地)	1,009.99 m ²

(3) 債権

那覇市奥武山体育施設のネーミングライツ契約金	4,534 万 4,000 円
------------------------	-----------------

(4) 物品

備品 1,677 品 (うち、重要備品 23 品)

重要備品の主なもの

大型テント	2,835 万円
移動式バスケットボールゴール (3 台)	2,050 万円
乗用リールモア 3 連 (芝刈機)	320 万 1,240 円

○施設課

1 所掌事務

- (1) 教育施設に関する企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 教育施設の建設に関すること。
- (3) 施設の維持補修工事に関すること。
- (4) 教育財産台帳の整理保存に関すること。
- (5) 学校施設の維持及び管理 (警備、目的外使用許可及び災害共済を含む。) に関すること。
- (6) 学校用地 (幼稚園用地を含む。) の取得、借用及び管理に関すること。
- (7) 施設の防災計画書の取りまとめに関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

学校施設環境改善交付金 (小学校)	10 億 3,942 万円
ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金 (小学校)	1 億 1,402 万 7,000 円
ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金 (中学校)	7,549 万 8,000 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

平成 30 年度建築設備 (衛生) 研修	10 万 1,000 円
沖縄地区防音事業連絡協議会負担金	7 万 1,000 円
建築積算講習会	1 万 6,000 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市学校施設等長寿命化計画策定業務委託 (繰越)

1,740 万 9,600 円

安謝小学校外 26 校 (中学校を含む) 及び幼稚園 12 園

消防用設備保守点検業務 (小学校分) 608 万 4,720 円

城東小学校外 25 校 (中学校を含む) 及び幼稚園 11 園

消防用設備保守点検業務 (小学校分) 548 万 7,162 円

(2) 工事及び設計委託の契約の主なもの

高良小学校校舎改築工事 (建築) 16 億 43 万 2,439 円

鏡原中学校屋内運動場及びプール改築工事 (建築)

8 億 7,822 万円

上間小学校及び幼稚園改築工事 (建築) (繰越)

5 億 9,356 万 8,753 円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

土地賃貸借料 (小学校) 1,128 万 3,264 円

土地賃貸借料 (小学校) 641 万 7,595 円

土地賃貸借料 (小学校) 576 万 7,692 円

(4) 修繕料の契約の主なもの

さつき小学校昇降機修繕 1,163 万 1,600 円

城岳小学校外 9 校変電設備整備修繕 (小学校分)

612 万 6,846 円

城岳小学校外 9 校変電設備整備修繕 (中学校分)

227 万 7,606 円

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

小学校 (安謝小学校外 34 校) 56 万 2,980.82 m²中学校 (安岡中学校外 16 校) 27 万 9,781.50 m²

幼稚園 (宇栄原こども園、若狭こども園を除く 33 園)

1 万 3,229.04 m²

(2) 建物

小学校 (安謝小学校外 35 校) (一部借地) 266,917 m²中学校 (安岡中学校外 16 校) (一部借地) 149,196 m²

地域連携室 (小学校 23 校、中学校 4 校) (一部借地)

1,700 m²

(3) 物品

備品 177 品 (うち、重要備品 2 品)

重要備品

小型貨物自動車 85 万 1,000 円

小型貨物自動車 75 万 9,900 円

○公民館

1 所掌事務

- (1) 講座の開設に関すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会、まつり等の開催に関すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会の開催に関すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡に関すること。
- (6) 施設を市民の集会その他公共の利用に供すること。
- (7) プラネタリウムに関すること（牧志駅前ほしぞら公民館に限る。）。
- (8) 市全域にわたる事業に関すること（中央公民館に限る。）。
- (9) 学習団体の育成に関すること。
- (10) 学習相談に関すること。
- (11) 広報に関すること。
- (12) 公民館の連絡調整及び統括に関すること（中央公民館に限る。）。
- (13) 公民館運営における市民との協働に関すること。
- (14) 所管する複合施設の維持管理に関すること（小禄南公民館、首里公民館、石嶺公民館及び牧志駅前ほしぞら公民館に限る。）。
- (15) その他公民館の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 予算の執行状況

- (1) 未収金
なし
- (2) 負担金、補助及び交付金の支出
ア 負担金の主なもの
さいおんスクエア管理組合負担金（牧志駅前ほしぞら公民館）
2,124 万 216 円
第 69 回九州地区公民館研究大会沖縄大会開催地負担金
（中央公民館） 30 万円
沖縄県公民館連絡協議会負担金（中央公民館） 13 万 8,100 円

3 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約の主なもの
- | | |
|-------------------------|--------------|
| 那覇市公民館・図書館警備業務委託（中央公民館） | 1,189万2,378円 |
| 那覇市公民館・図書館清掃業務委託（中央公民館） | 1,160万2,284円 |
| 特定建築物環境衛生管理業務（首里公民館） | 128万5,200円 |
- (2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの
- | | |
|--|------------|
| 石嶺公民館・図書館空調設備等賃貸借及び
光熱水費削減保証サービス契約（石嶺公民館） | 536万8,032円 |
| 公民館券売機賃貸借契約（中央公民館） | 91万1,376円 |
| 印刷機賃貸借契約（首里公民館） | 29万5,488円 |

(3) 修繕料の契約の主なもの

消火ポンプ取替え修繕工事 (小禄南公民館)	212 万 7,600 円
高圧引込柱移設修繕工事 (小禄南公民館)	211 万 6,800 円
大ホール LED スポットライト取替修繕 (首里公民館)	115 万円

4 財産の管理状況

(1) 無体財産

著作権 (プラネタリウム番組)	12 件
-----------------	------

(2) 物品

中央公民館

備品 282 品 (重要備品なし)

小禄南公民館

備品 404 品 (うち、重要備品 1 品)

首里公民館

備品 493 品 (重要備品なし)

石嶺公民館

備品 382 品 (重要備品なし)

牧志駅前ほしぞら公民館

備品 387 品 (うち、重要備品 3 品)

若狭公民館 (指定管理)

備品 314 品 (うち、重要備品 2 品)

繁多川公民館 (指定管理)

備品 404 品 (うち、重要備品 2 品)

重要備品の主なもの

プラネタリウム (GOTO プロデューサーシステム)

(牧志駅前ほしぞら公民館) 832 万 5,000 円

プラネタリウム (GOTO M-1 型)

(牧志駅前ほしぞら公民館) 641 万 4,610 円

望遠鏡 (牧志駅前ほしぞら公民館) 298 万 7,682 円

○図書館：本館 (中央図書館)

分館 (小禄南・首里・若狭・石嶺・繁多川・牧志駅前ほしぞら)

1 所掌事務

- (1) 図書館奉仕に関すること。
- (2) レファレンス及び読書相談に関すること。
- (3) 図書館資料の購入計画、選書、登録、除籍等に関すること。
- (4) 図書館資料の保存に関すること。
- (5) 障がい者のための資料の収集及び宅配サービスに関すること。
- (6) 寄贈図書の受け入れに関すること。
- (7) 読書会、おはなし会その他の読書推進事業の主催及びその関係団体の支援に関すること。
- (8) 他の公共図書館、学校図書館等との図書館資料の相互貸借に関すること。

- (9) 学校、社会教育関係団体等への視聴覚教材等の貸出しに関する事（中央図書館に限る。）。
- (10) 図書館コンピュータシステムの運営管理に関する事（中央図書館に限る。）。
- (11) 統計及び広報に関する事。
- (12) 図書館運営の調査研究及び企画に関する事（中央図書館に限る。）。
- (13) 図書館関連要綱等の内規の制定に関する事（中央図書館に限る。）。
- (14) 図書館業務の総括に関する事（中央図書館に限る。）。
- (15) 図書館運営における市民との協働に関する事。
- (16) 所管する複合施設の維持管理に関する事（中央図書館、若狭図書館及び繁多川図書館に限る。）。
- (17) その他図書館の設置目的を達成するために必要な事業に関する事。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

沖縄県公共図書館連絡協議会負担金	7 万 4,000 円
日本図書館協会負担金	5 万円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

公民館・図書館警備業務委託(図書館分)	968 万 6,022 円
公民館・図書館清掃業務委託(図書館分)	870 万 1,716 円
那覇市立図書館平成 30 年度コンピュータシステム 保守業務委託	590 万 9,760 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

新刊全件マーク作成利用契約	270 万円
平成 30 年度那覇市立図書館システム更新事業契約	257 万 9,688 円
那覇市立図書館パソコン等機器類賃貸借契約	80 万 4,816 円

(3) 修繕料の契約の主なもの

若狭公民館屋上防水工事	70 万 2,000 円
中央図書館電話設備入替修繕	62 万 2,944 円
繁多川図書館・公民館全面ガラス F I X 窓 水漏れ補修工事	60 万 2,380 円

4 財産の管理状況

(1) 物品

中央図書館

備品 328 品（うち、重要備品 1 品）

小禄南図書館

備品 192 品（重要備品なし）

首里図書館

備品 199 品（重要備品なし）

若狭図書館

備品 176 品（重要備品なし）

石嶺図書館

備品 312 品（うち、重要備品 1 品）

繁多川図書館

備品 211 品（うち、重要備品 2 品）

牧志駅前ほしぞら図書館

備品 228 品（うち、重要備品 1 品）

重要備品の主なもの

集密書架一式〔石嶺図書館〕 375 万 2,400 円

16 ミリフィルム自動検査機〔中央図書館〕
243 万 5,000 円

集密書架（移動書架）〔繁多川図書館〕 242 万円

【学校教育部】

○学校教育課

1 所掌事務

- (1) 学校の経営に関する指導助言に関すること。
- (2) 教育課程及び教育内容の指導助言に関すること。
- (3) 生徒指導に関すること。
- (4) 学校教育に関する企画、調査及び研究に関すること。
- (5) 教科領域研究団体の助成に関すること。
- (6) 教科用図書の採択に関すること。
- (7) 学校教育実習に関すること。
- (8) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (9) 県費負担教職員の免許、任免、分限、懲戒、表彰及び服務その他身分取扱いに関すること。
- (10) 県費負担教職員の福利厚生及び公務災害に関すること。
- (11) 県費負担教職員の研修に関すること。
- (12) 校長連絡協議会及び教頭連絡会に関すること。
- (13) 学校保健に係る調査、研究及び統計並びに計画及び実施に関すること。
- (14) 教職員、児童及び生徒の健康診断に関すること。
- (15) 学校環境の衛生管理に関すること。
- (16) 学校安全（スクールゾーン等を含む。）及び日本スポーツ振興センターに関すること。
- (17) 小中一貫教育に関すること。
- (18) 青少年の健全育成に係る支援に関すること。
- (19) 学校教育部に係る総合調整に関すること。
- (20) 部内の他課に属しないこと。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

団体負担金（共済負担金小学校）	925 万 7, 440 円
団体負担金（共済負担金中学校）	409 万 3, 930 円
団体負担金（保体）	14 万 3, 255 円

イ 補助金の主なもの

児童・生徒の県外派遣旅費補助金（大会派遣）（50 件）	1, 412 万 4, 530 円
那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金	352 万 6, 200 円
那覇地区中学校文化連盟主催事業補助金	111 万 6, 630 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

定期健康診断（小学校）	4, 542 万 5, 299 円
定期健康診断（中学校）	2, 062 万 2, 028 円
産業廃棄物処理業務（粗大ごみ等）（中学校）	1, 717 万 4, 708 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

保健室用パソコン一式賃貸借契約（小学校）	159 万 7, 092 円
タクシー使用料	116 万 3, 810 円
保健室用パソコン一式賃貸借契約（中学校）	84 万 2, 904 円

(3) 修繕料の契約

プリンター修繕	3 万 1, 644 円
オージオメーター修繕（城東小）	2 万 6, 460 円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 123 品（重要備品なし）

○教育相談課

1 所掌事務

- (1) 不登校等に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 不登校対策に係る学校への指導、助言及び支援に関すること。
- (3) 適応指導教室に関すること。
- (4) 青少年の街頭指導に関すること。
- (5) 青少年の継続指導に関すること。
- (6) 教育相談(メンタルヘルスを含む。)に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

那覇地区少年補導員協議会負担金	25 万 5,265 円
小禄・豊見城地区少年補導員協議会負担金	20 万 5,770 円
沖縄県適応指導教室連絡協議会会費	1 万円

イ 補助金

那覇市青少年指導員連絡協議会	12 万円
----------------	-------

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約

子ども寄添支援員執務室機械警備業務委託	49 万 9,932 円
---------------------	--------------

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

子ども寄添支援員執務室賃貸借契約	324 万円
むぎほ学級教室賃貸借契約	219 万 6,000 円
教育相談課パソコン等機械類賃貸借契約	160 万 8,336 円

(3) 修繕料の契約の主なもの

移転に伴う電話・LAN配線工事	5 万 9,400 円
板金塗装	5 万 5,991 円
耕運機修理	1,620 円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 293 品 (重要備品なし)

○学務課

1 所掌事務

- (1) 学務に関する企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 児童及び生徒の就学に関すること。
- (3) 通学区域の設定及び改廃に関すること。
- (4) 在籍調査及び学校基本調査に関すること。
- (5) 教科用図書の無償給与に関すること。
- (6) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費に関すること。
- (7) 特別支援学級就学奨励費に関すること。
- (8) 学校物品の調達及び管理(備品台帳整備を含む。)に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

返納金 (現年度分)	14 万 1,000 円
返納金 (滞納繰越分)	4 万 4,308 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

新入学就学通知書印刷委託業務	37 万 2,404 円
----------------	--------------

平成 31 年度新入学児童生徒用隣接校希望申請票

印刷業務委託業務 36 万 2,620 円

那覇市立真和志中学校備品運搬委託業務 36 万円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

平成 28 年度小中学校印刷機賃貸借契約 318 万 8,160 円

平成 26 年度小中学校印刷機賃貸借契約 265 万 8,096 円

H27 那覇市立小中学校及び施設課公用車の賃貸借契約
265 万 4,532 円

(3) 修繕料の契約の主なもの

児童生徒用机天板修繕（小学校・東地区） 91 万 7,840 円

児童生徒用机天板修繕（中学校・北地区） 86 万 3,712 円

児童生徒用机天板修繕（小学校・西地区） 85 万 8,330 円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 78 品（重要備品なし）

○学校給食課

1 所掌事務

- (1) 学校給食に係る企画、調査、研究及び統計に関すること。
- (2) 学校給食業務(栄養士の所管する業務を除く。)の民間委託に関すること。
- (3) 学校給食施設の設置及び廃止に関すること。
- (4) 学校給食の運営指導に関すること。
- (5) 学校給食センターの庶務の総括に関すること。
- (6) 学校給食センターの管理運営に関すること。
- (7) 給食費の執行に関すること。
- (8) 賄材料の調達及び検収に関すること。
- (9) 献立の作成及び栄養に関すること。
- (10) 調理及び運搬に関すること。
- (11) その他学校給食センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
- (12) 学校給食センターの庶務に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

沖縄県学校施設環境改善事業交付金
（沖縄振興公共投資交付金） 7,238 万 3,000 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金

沖縄県学校給食研究協議会負担金 11 万 1,415 円

平成 30 年度沖縄県学校給食共同調理場連絡協議会
3 万 807 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

天久学校給食センター調理業務委託	3,380 万 760 円
古蔵学校給食センター調理業務委託	3,190 万 6,863 円
大名学校給食センター調理業務委託	3,190 万 5,965 円

(2) 工事及び設計委託の契約の主なもの

高良小学校校舎改築工事 (建築)	1 億 2,783 万 6,355 円
上間小学校及び幼稚園改築工事 (建築) (繰越)	

4,881 万 5,570 円

高良小学校校舎改築工事 (空調)	4,625 万 1,161 円
------------------	-----------------

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

土地賃貸借契約	593 万 1,162 円
小禄学校給食センター厨房機器食器洗浄機外 1 件の賃貸借契約	478 万 8,000 円
首里学校給食センター及び小禄学校給食センター食器類賃貸契約	340 万 4,592 円

(4) 修繕料の契約の主なもの

泊小学校荷物用升降機修繕	807 万 8,400 円
天久センター調理場換気ダクト取替修繕	127 万 2,000 円
天久センター調理場換気扇取替修繕	67 万 8,000 円

4 財産の管理状況

(1) 土地

真和志学校給食センター	2,944.00 m ²
小禄学校給食センター	1,233.15 m ²

(2) 建物の主なもの

真和志学校給食センター	1,176.17 m ²
首里学校給食センター (借地)	1,039.25 m ²
小禄学校給食センター	968.00 m ²

(3) 物品

学校給食課

備品 153 品 (うち、重要備品 127 品)

首里学校給食センター

備品 874 品 (うち、重要備品 103 品)

小禄学校給食センター

備品 723 品 (うち、重要備品 94 品)

真和志学校給食センター

備品 703 品 (うち、重要備品 83 品)

重要備品の主なもの

トレー洗浄機 (真和志)	2,835 万円
システム食器洗浄機 (天久)	2,438 万 1,000 円
トレー洗浄付食器・食缶洗浄機 (大名)	2,322 万円

○教育研究所

1 所掌事務

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査及び研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 教育に関する情報の提供、収集及び広報に関すること。
- (4) 情報教育の推進に関すること。
- (5) 0A 推進業務に関すること。
- (6) その他教育研究所の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

全国教育研究所連盟負担金 2 万円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市教育用ネットワーク運用業務委託契約 1,625 万 1,840 円

平成 30 年度標準学力調査（小学校）業務委託 382 万 3,340 円

平成 30 年度標準学力調査（中学校）業務委託 338 万 9,452 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

学校教育用 PC 機器等賃貸借契約Ⅱ 2,089 万 9,296 円

学校教育用 PC 機器等賃貸借契約Ⅲ 2,083 万 6,560 円

学校コンピュータ機器等賃貸借契約（小禄真和志地区）
1,961 万 8,800 円

(3) 修繕料の契約の主なもの

教育研究所（大道小学校 18 号棟）屋根部分防水その他修繕
74 万 1,960 円

那覇市立松島小学校における LAN 配線補修工事 30 万 2,400 円

H30 年度那覇市立小中学校タブレット端末等の修繕（16 台）
24 万 9,264 円

4 財産の管理状況

(1) 建物

事務所・会議室（教育研究所） 426 m²

(2) 無体財産

著作権（那覇市教育史（資料編） 他） 3 件

(3) 物品

備品 218 品（うち、重要備品 1 品）

重要備品

カラー複合機 162 万 7,500 円

【選挙管理委員会】**○選挙管理委員会事務局****1 所掌事務**

- (1) 選挙人名簿の調製、縦覧、閲覧及び保管に関すること。
- (2) 選挙権及び被選挙権の資格調査に関すること。
- (3) 告示に関すること。
- (4) 直接請求、訴訟及び異議申出に関すること。
- (5) 選挙の公営に関すること。
- (6) 選挙啓発に関すること。
- (7) 選挙運動及び政治活動に関すること。
- (8) 選挙の諸証明に関すること。
- (9) 投票区、投票所等の設定及び改廃に関すること。
- (10) 選挙制度の調査研究に関すること。
- (11) 委員会の規程の制定及び改廃に関すること。
- (12) 各種選挙事務の管理執行に関すること。
- (13) 統計調査及び資料収集に関すること。
- (14) 情報公開及び個人情報に関すること。
- (15) 検察審査員候補者選定に関すること。
- (16) 最高裁判所裁判官国民審査に関すること。
- (17) 予算決算に関すること。
- (18) 人事及び給与に関すること。
- (19) 委員の報酬及び費用弁償に関すること。
- (20) 公印の保管に関すること。
- (21) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (22) 物品の調達及び保管に関すること。
- (23) 委員会の庶務に関すること。
- (24) 上記各号の他選挙関係法令に関すること。

2 予算の執行状況**(1) 未収金**

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出**ア 負担金の主なもの**

沖縄県都市選挙管理委員会連合会分担金	8 万 3,000 円
全国市区選挙管理委員会連合会分担金	7 万 3,400 円
九選連総会(阿蘇市)出席負担金	1 万円

イ 交付金

候補者交付用通常ハガキ	99 万 2,000 円
選挙運動用ポスター公営費	93 万 6,800 円
選挙運動用自動車	33 万 6,461 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

ポスター掲示場業務委託 (知事及び市長選 A 地区) 1,311 万 120 円

ポスター掲示場業務委託 (知事及び市長選 B 地区) 1,200 万 4,524 円

選挙公報印刷及び配布業務 (市長選) 555 万 1,200 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

期日前投票所備品レンタル (知事選) 50 万 7,600 円

期日前投票所備品レンタル (市長選) 50 万 7,600 円

期日前投票所備品レンタル (県民投票) 46 万 4,400 円

(3) 修繕料の契約

投票用紙交付機・計数機の点検・修理 24 万 4,814 円

計数機の点検・修理 8 万 1,000 円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 1,313 品 (うち、重要備品 8 品)

重要備品

投票用紙読取分類機 (GTS-1000) (2 台) 各 299 万 9,700 円

国民審査読取集計機 178 万 2,000 円

ソフトウェア (開票集計システム) 158 万 5,500 円

